

議会議案第一号

石川県議会議員等報酬及び費用弁償支給条例及び石川県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(石川県議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第一条 石川県議会議員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和三十一年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例

第一条中「報酬及び」を「議員報酬及び監査委員としての報酬(以下「議員報酬等」という。)並びに」に改める。

第二条第一項及び第二項中「報酬」を「議員報酬等」に改め、同条第三項中「報酬(監査委員としての報酬を除く。)」を「議員報酬」に改める。

第三条第二項中「において議員が受けるべき報酬月額」を「の議員報酬の月額」に改める。

第五条中「又は委員会」を「、委員会又は会議規則で定める協議若しくは調整を行うための場」に改める。

第七条中「報酬」を「議員報酬等」に改める。

別表一中「**報酬**」を「**議員報酬等**」に改める。

(石川県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第二条 石川県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例の規定中「石川県議会議員等報酬及び費用弁償支給条例」を「石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例」に改める。

一 石川県教育委員会委員報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十三年石川県条例第四十九号)第三条

二 石川県公安委員会委員報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十三年石川県条例第五十八号)第三条

三 石川県選挙管理委員報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十四年石川県条例第七十一号)第四条
第一項

四 石川県労働委員会委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十五年石川県条例第四十五号)第五条
第一項

五 石川県人事委員会委員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十六年石川県条例第二十二号)第五条

六 石川県収用委員会報酬等支給条例(昭和二十六年石川県条例第五十五号)第五条
第一項

七 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十
一号)第五条
第二項

議会議案第二号

石川県議会会議規則の一部を改正する規則

石川県議会 石川県議会会議規則（平成三年石川県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第十五章 議員の派遣（第二百二十条）
第十六章 補則（第二百二十一条）」を

「第十五章 協議又は調整を行うための場（第二百二十条）

第十六章 議員の派遣（第二百二十一条）
第十七章 補則（第二百二十二条）」に改める。

第十六章中第二百二十一条を第二百二十二条とし、同章を第十七章とする。

第二百二十条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、第十五章中同条を第二百二十一条とし、同章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場
（協議又は調整を行うための場）

第二百二十条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。
別表（第二百二十条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
予算特別委員会	常任委員会の予算審議機能を補完するため、予算の総合的な審査を行うこと。	議長を除く全議員	委員長
委員長会議	委員会運営のための協議を行うこと。	議長、副議長、常任委員長、副委員長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長及び予算特別委員会委員長	議長
意見書等調整会議	議員提出議案（意見書及び決議）の調整を行うこと。	各会派の政策担当者	座長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第三号

石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二編第七章」を「第二編第六章の規定により置かれる県の議会、同編第七章」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十一月一日から施行する。

議会議案第4号

地域医療を守るための財政措置の確立を求める意見書

少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など、我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、医師の不足・偏在や看護師を始めとした医療スタッフ不足は大きな課題となっており、地域医療サービスをめぐっては、全国で「医療過疎」や「医療の貧困」とも言える状況に直面している。

政府は、医師確保対策等一定の財政措置や「5つの安心プラン」によって、地域医療とその担い手に対する支援策を公表しているが、地域医療サービスや医療財源の確保は、喫緊の課題となっている。

現在、自治体において「公立病院改革プラン」の策定作業が進められているが、へき地医療、周産期医療、高度先進医療、救急医療など、いわゆる不採算医療と言われる分野の医療提供について、公立病院の存続と医療サービスの継続的提供は、地域にとって生命線とも言える課題であり、また、地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠な基礎的公共サービスであり、国民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、極めて重要な課題である。

よって、国におかれては、国民が良質で安心・信頼できる医療を地域において継続して受けることができるよう、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、適切な医療財源の確保を図り、公立病院経営の安定を図ること。
- 2 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化し、更なる予算措置を行うこと。
- 3 「公立病院改革プラン」の策定及びその実施に当たっては、医療機能の維持・強化を前提とし、地域医療の後退を招くことのないような予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

生活品・燃油の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書

原油や食料品の価格の高騰が続き、国民、勤労者の生活を直撃している。日本の景気が既に後退局面を迎えていることは、政府も認めるところである。特に生活困窮層にあっては、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されなくなる恐れに直面している。

これまでの景気回復下において、都市部と地方の格差は拡大し、地域経済は著しく疲弊している。

勤労者の賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫し、更なる地域経済の悪化に拍車をかけ、地域行政運営に深刻な影響を与えることが懸念されている。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とする所得税減税の実施や生活困窮世帯に対する補助金制度を創設すること。また、農業・漁業関係者、中小企業などには、直接支援・直接補填策をとること。
 - 2 生活扶助基準の引き下げを行わず、物価高騰に対する緊急措置として、生活扶助基準に物価上昇分の上乗せを行うこと。
 - 3 学校給食などは、国の責任で支援策を講じ、食材費への値上げ跳ね返りを抑え、美味しく安全な食材の確保と保護者の負担軽減を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第6号

学校施設の耐震化を始めとする教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって極めて重要なことである。しかしながら、地方財政は逼迫しており、地方自治体において十分な教育予算を確保することが困難な状況となってきた。

こうした中、学校施設の耐震化については、先の国会で「地震防災対策特別措置法改正法」が成立し、国の緊急措置が大幅に改善され、各地方自治体においても積極的な取り組みが始まっているが、一方で、厳しい財政状況の中で、対応に苦慮している実態があることも事実である。

また、少人数教育の推進、学校施設、教材費、就学援助・奨学金制度など、教育条件の自治体間格差が拡がりつつあり、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化も進んできている。

国は、国の責任として、どの地域に住んでいようとも良質な一定水準の教育が受けられるようにしなければならず、地方自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならない。

よって、国におかれては、学校施設の耐震化を始めとする教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させるため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地震災害が続く中で、児童・生徒の安全を確保するため、すべての公立学校の耐震化を実施するための所要の予算を確保すること。
- 2 地方自治体の財政状況などを勘案の上、時限措置の延長を検討すること。
- 3 補助率のかさ上げが行われたが、実際の工事単価との格差により自治体負担が増嵩している実態も見られるため、改築や新增築などに当たっても、補助単価の補正ルールなどの設定を行い、きめ細かな対策を講じること。
- 4 耐震診断も行われていない施設も多く、耐震診断のみの実施についても補助率のかさ上げなどを検討すること。また、一次診断と二次診断の結果により補助率の変更がないよう配慮すること。
- 5 学校施設整備費、図書費・教材費等の充実、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣(防災)
内閣官房長官

あて

議会議案第7号

行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の
付与を求める意見書

本年7月1日から、行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述手続において、官公署に対してする行為の代理を法定業務として行うこととなった。これによって、実体法に精通した行政書士がこれら代理を業とすることで、行政手続法が多く国民に利用され、国民の権利が十分に擁護されるものと思慮するところである。

更に、現在の行政不服審査法に基づく不服審査申立ては、国民にとって大変複雑で経済的負担を強いるものであることから、国民の負担軽減と権利擁護のためには、行政不服審査法に基づく不服審査手続についても、行政書士にその代理権を認めることが急務である。

また、資格試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題されていない弁理士、税理士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士には、一定の範囲で審査請求代理権が付与されているところであるが、資格試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題され、かつ、日本行政書士会連合会中央研修所及び各地大学院において、科目履修制度等を利用し、行政法一般、要件事実論等の法理論の研修を受けている行政書士に、審査請求代理権が付与されていないことは、甚だ遺憾なことである。

よって、国におかれては、国民の利便に寄与し、行政不服審査法の利用促進を図るため、実体法に精通し、行政手続に高度な専門性を有する行政書士に、行政不服審査法に係る不服審査申立て等の代理権を付与するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以降、3次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧・水資源を供給し、いやしの場を提供するとともに、自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、国におかれては、新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第9号

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法整備及び 財政措置を求める意見書

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件や一連の食品偽装表示事件、英会話教室NOVA事件、また、こんにやくゼリーによる窒息死事故、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化している。多重債務や投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であって、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられており、その件数は、平成7年度が約27万件であったものが、平成18年度には約110万件に達し、約4倍に増大している。

しかし、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の平成7年度には全国（都道府県・政令指定都市・市区町村合計）で約200億円（うち都道府県では約127億円）であったものが、平成19年度には全国で約108億円（うち都道府県では約46億円）に落ち込むなど大幅に削減されている。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率の低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使、被害予防などの制度改善機能や消費者への啓発が十分行えないなど、機能不全に陥っている実態が明らかとなった。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討しているが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠である。政府の消費者行政推進会議の最終とりまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実行あらしめるため、地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

よって、国におかれては、消費者主役の消費者行政を実現するため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築すること等、必要な法整備を図ること。
- 2 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
消費者行政推進担当大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

難病対策の促進に関する意見書

特定疾患医療受給者証交付件数は、平成18年度末で約59万人となり、この10年間でおよそ23万人増加している。

難治性疾患克服研究事業の対象は、希少性、原因不明、効果的な治療法が未確立、生活面への長期にわたる支障の4要素を満たす疾患であり、これまで原因究明や治療方法の開発を目指し、国においては特定疾患治療研究事業などの各施策が推進されてきたところである。

しかしながら、未だその原因や治療方法が確立した疾患例はなく、患者とその家族が抱く精神的・経済的不安や悩みは計り知れないものがある。

よって、国におかれては、難治性疾患の根絶に向け、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 患者からの更なる協力を得るため、特定疾患治療研究事業の目的と研究状況の周知徹底を図ること。
- 2 難治性疾患根治のため、難病研究予算の増額と難病研究特区を制定し、原因解析研究と治療薬開発ができる体制を整備すること。
- 3 ゲノム研究、再生医療、治療薬研究を連携した拠点研究所を地域に配慮した形で設置すること。
- 4 疾患の早期発見、治療のためのプログラム策定や発症の段階から緩和ケアチーム医療を導入し、患者のQOLの向上を図ること。
- 5 難治性疾患患者の「語り」のデータベース化の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第11号

国民が安心して暮らせる社会保障制度の構築に関する意見書

財政面の観点から医療費削減を目的とする医療制度改革と市場原理の導入によって、世界に冠たる国民皆保険制度が崩壊の危機に瀕し、医療現場の疲弊は限界に達した感がある。国民の間では、受ける医療の格差が拡大することへの不安が高まってきており、いつでもどこでも誰でもが安心して良質の医療を受けることができる医療環境の整備が喫緊の課題となっている。

厚生労働省では、本年6月に、「安心と希望の医療確保ビジョン」をまとめ、現下の医師不足にかんがみ、これまでの閣議決定に代えて、医師養成数を増加させる方針を打ち出したところであるが、その効果が発揮されるまでには時間を要する。一方、「経済財政改革の基本方針2008」では、社会保障費の2,200億円の削減を含め、依然として歳出削減路線が堅持されている。こうした財政再建主導型から脱却できない現状を続ければ、国民の負担増と医療の質の低下を招くなど、地域医療の崩壊が危惧されるところである。

日本の医療の現状は、「OECDヘルスデータ2007」によれば、人口1,000人当たりの医師数は30カ国中27位、国民1人当たりの医療費は30カ国中19位で、先進7カ国では最低であり、国際的に見て極めて低い水準にある。

こうした医療費の抑制等に加え、研修医の都会への集中、勤務医の過重労働、看護基準の改定などにより、医師・看護師の不足・偏在化が急激に進行しており、また、後期高齢者医療制度では、制度内容の十分な説明がなされなかったことに加え、高齢者に高負担を強いるなど、ゆとりのある心温まる医療の崩壊が現実のものとなってきている。

よって、国におかれては、全ての国民がいつでもどこでも安全で質の高い医療などを安心して受けられる社会保障制度を構築し、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障費のマイナスシーリングを直ちに取りやめ、安定的な社会保障財源の確保を図ること。
 - 2 医師・看護師不足などの解消に向け早急に対策を講じること。
 - 3 高齢者に優しい医療制度が構築されるよう必要な対策を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

議会議案第12号

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正を求める意見書

現行の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」では、児童ポルノの提供や提供目的での製造、所持等は処罰の対象とされているが、自己の性的好奇心を満たす目的での「単純所持」は処罰の対象とされていないところである。インターネット上においても、児童ポルノをパソコンや携帯電話に取り込む「単純所持」が許される限り、違法画像が児童ポルノサイトに掲載されると不特定多数の利用者によってコピーが繰り返されることとなり、画像が無限に広がることとなってしまいう状況にある。

欧米においては、一般的な「単純所持」はもとより、インターネット上のポルノサイトを見ることだけで犯罪と明確に規定されている国もあるが、我が国は事実上野放し状態にあり、国際的な批判も受け、これ以上児童ポルノの氾濫を放置しておくことは許されないところである。

よって、国におかれては、インターネットの利用に係る事業者に対し、児童ポルノサイトへの接続防止措置を講じる義務を課すとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での「単純所持」を処罰できるよう、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員長
少子化対策・男女共同参画担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

米の消費拡大と耕作放棄地対策を求める意見書

現在、世界的な異常気象、中国等の経済発展、バイオマス燃料の大幅増産等に伴い、世界的に穀物の需給が逼迫、価格も高騰し、食料事情が不安定化していることから、食料の安定供給への不安が高まっている。

このような中、中国産冷凍食品による健康被害が発生し、国民の食料自給率向上への関心や国内産指向が高まっていることから、我が国にとっては食料自給率を高めていく好機となっており、農業生産の増大に国を挙げて取り組むことが必要となってきた。

特に、二千年以上に及ぶ歴史を持つ稲作は、我が国の食料供給力の根幹であり、こうした稲作を守り将来に向けた食料供給力を確保する観点から、米の生産調整の実効性の確保に加え、米の消費拡大を図るため、米粉を使った商品の開発・利用促進や飼料用米の生産拡大を支援することが不可欠である。

また、国際的に食料事情が不安定化する中、今後とも我が国の食料供給力を維持増進するためには、優良農地を確保するとともに、耕作放棄地対策も実施する必要があり、本県においても、国と連携し、市町と農業委員会が耕作放棄地の実態を一筆ごとに調査をしているところであり、現状を的確に把握することにより、地域の実情にあわせた対応をとる必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に対応するよう強く要望する。

記

- 1 食料自給率の向上に結びつく米粉・飼料用米等の需要に応じた生産拡大の支援策を講じることとし、米の消費拡大を国民運動として展開すること。
- 2 耕作放棄地対策については、我が国の食料供給力の維持増進のため、耕作放棄地全体調査に即して、地域の実情に対応したきめ細やかな対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

あて

道路整備の促進に関する意見書

道路は、県民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であり、更には、防災、救急医療、通勤、通学など住民が安全で安心な生活を営んでいくために必要不可欠な「生命線」である。

特に本県は、南北に細長く、県民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、今後とも着実に整備を進めていくことが必要である。また、まちづくりなどの地域振興や地域経済の活性化のためにも、地域内外の交流と連携を支える道路網の整備を更に進める必要がある。

こうした中、本年6月27日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」においては、「道路特定財源等に関する基本方針（本年5月13日閣議決定）」に基づき、道路特定財源制度は平成20年の税制抜本改革時に廃止し平成21年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直すことが示されたところであるが、一般財源化によって、立ち遅れている地方の道路整備に影響がないよう、更なる道路整備財源の充実を図る必要がある。

よって、国におかれては、道路の整備促進に当たって、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 高規格幹線道路や地域高規格道路及び国道・県道から市町道に至る体系的な道路網の整備や快適な道路環境づくりを一層推進するため、道路特定財源の一般財源化に当たっては、極めて厳しい地方財政の状況及び道路特定財源だけでは不足し、すでに多くの一般財源を投入して、必要な道路整備を行っている実態を踏まえ、地方において必要な道路整備を確実にを行うための財源を十分確保すること。
 - 2 新たな道路整備計画の策定に当たっては、地方の意見や道路整備の実情を十分に反映し、地方にとって真に必要な道路整備を確実に盛り込むこと。
 - 3 地方が主体的に道路整備を行っている地方道路整備臨時交付金については、その趣旨に鑑み、財源を確保し、拡充を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		

議会議案第15号

雇用促進住宅の退去困難者への支援強化等に関する意見書

雇用促進住宅については、「規制改革推進のための3カ年計画」や「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとされ、本年4月1日付けで廃止決定された650住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に多くの混乱が生じている。

各自治体などでは、公営住宅への優先入居の取り扱いを行うなどの取り組みが進められているが、とりわけ転居先の確保が難しい長期入居者などに大きな不安が生じているところである。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 雇用促進住宅入居者への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含め、転居先などの情報提供を充実すること。
 - 2 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定されることから、猶予期間を確保できるよう入居者説明会を急ぐこと。
 - 3 公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応が行われるよう地方自治体との連携を強化すること。
 - 4 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。
 - 5 住宅の地方自治体への譲渡に関しては、固定的な価格提出に固執することなく、柔軟な態度で地方自治体当局と協議をつくし、入居者にとって最善の結果が得られるようにすること。
 - 6 低賃金等によりアパートなどの住居を確保できない人々の住宅対策の一環として、雇用促進住宅の新たな活用方法を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会